



☆☆新型コロナウイルス感染症に関する対応☆☆

保護者の皆様には、日頃より新型コロナウイルス感染症拡大防止へのご協力をありがとうございます。皆様もご存知のとおり、5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症の法的な位置付けが2類から5類へ移行となります。法的な位置付けは変わっても、ウイルスそのものなくなるわけではなく、児童及びご家族、教職員の安全・安心のため、手指衛生や換気などの基本的感染対策は継続します。

なお、5月には本宮市鼓笛パレードや糠沢地区連合大運動会、南達方部小学校交歓陸上競技大会などの行事が控えています。本校では、5月中はこれまでどおり「検温チェック表」は継続しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



5月8日（月）以降の対応	
感染者の療養期間	○発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで自宅療養とします。 【出席停止扱い】 ※無症状の感染者は、検体採取日から5日を経過するまで自宅療養とします。
濃厚接触者	○濃厚接触者の特定は行いません。 ※陽性者と接触があった場合も、感染が確認されていない場合は出席可能です。
健康観察	○毎日健康状態を確認し、「検温チェック表」の提出をお願いいたします。 ※6月以降は「検温チェック表」の提出は不要とします。 ○発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するようお願いいたします。
換気の確保	○気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、2方向の窓を同時に開けて換気します。
手洗い等の手指衛生	○外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導します。 ○これまで同様にアルコール消毒薬を設置し、必要に応じて、手指消毒ができるようにします。
マスクの取扱い	○マスクの着用を求めないことを基本とします。 ※感染流行時や社会一般においてマスク着用が推奨される場面では、マスクの着用を促すことも予想されますが、着用を強いることがないようにします。また、児童の間で、着用の有無による差別・偏見等がないよう、掲示等を使って適切に指導します。
給食	○食事の前後の手洗いを徹底し、食事のマナーを守って、飛沫を飛ばさないように注意させます。
その他	○合理的な理由（家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの理由）で、感染不安により休ませたい場合には、ご相談ください。 (糠沢小 ☎44-2006)

